

「働き方改革」で目指す雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

歯科技工士労務対策委員会
委員 岩畔将吾

2019年より順次施行されている働き方改革関連法の目的は、大きく分けて2つのポイントからなります。1つ目のポイントは「労働時間の見直し」で、6月号（前号）でも取り上げました。本稿では、2つ目のポイント「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」について解説いたします。

歯科技工士においても、多様で柔軟な働き方を「待遇に納得して選択できる」環境整備が必要です。事業主だけでなく従業員の皆さんも今一度確認しましょう。

1. 「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」のために

関連法等^{*1}の改正・施行によって、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差が禁止になりました。中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法が今年度から適用されている点に注意してください。

対象労働者	大企業	中小企業
派遣労働者	2020年4月施行	
パートタイム・有期雇用労働者	2020年4月施行	2021年4月施行

^{*1}パートタイム・有期雇用労働法、労働契約法、労働者派遣法、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針

2. 改正のポイント

法改正のポイントは、以下の3つです。

（1）不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、基本給や賞与等あらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止になりました。裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」、「均等待遇規定」が法律に整備されました^{*2}。

^{*2}派遣については派遣先との均等・均衡または労使協定による待遇決定

（2）労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、正社員との待遇差の内容や理由について、事業主に対して説明を求めることができます。

（3）行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

行政による助言・指導等や行政ADRの規定が整備されました。都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行うことができます。

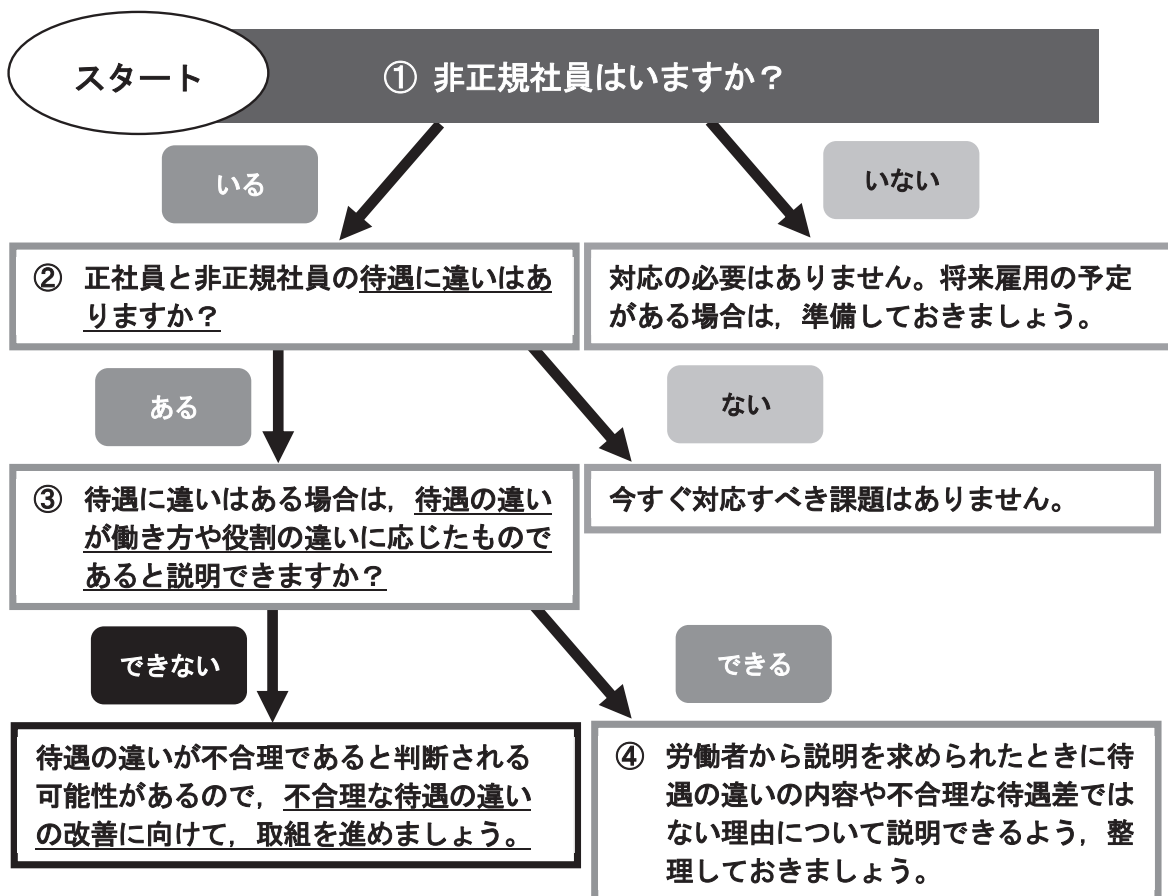
3. 「待遇」の種類

待遇には「給与関係」だけでなく、「福利厚生」や「教育訓練」等も含まれます。

種類	例
給与関係	基本給, 賞与, 通勤手当, 食事手当, 役職手当, 精皆勤手当 等
福利厚生	休憩室, 更衣室, 慶弔休暇, 病気休職, 給食施設 等
その他	教育訓練, 安全管理に関する措置 等

4. 社内制度の点検

- 事業主の皆さんは、非正規社員と職務の内容等が最も近い正社員の間に、
- どのような待遇差があるのか（待遇差の内容）
 - どのような理由で待遇差を設けているのか（待遇差の理由）を点検しましょう。
- そして、労働者から求めがあった場合に備え、説明できるように整理しておきましょう。
- ※待遇差の説明を求めた労働者への不利益な取り扱いは禁止されています。



5. 不合理な待遇差とは

待遇の差が不合理となるかどうかは、職務の内容等が最も近い正社員との働き方や役割の違いに応じたものとなっているかがポイントです。

待遇差が不合理なものか否か、原則となる考え方及び具体例が「**同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）**」に示されています。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合についても、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

（詳しくはこちら）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



ガイドライン（指針）に示されている具体例の一部を以下に示します。

基本給

労働者の「①能力・経験」、「②業績・成果」、「③勤続年数」に応じて支給する場合は、①、②、③が同一であれば同一の支給をし、違いがあれば違いに応じた支給をする。

【問題となる例】

能力・経験に応じて基本給を支給している会社において、正社員が有期雇用労働者より多くの経験を有することを理由に、より高い基本給を支給しているが、正社員のこれまでの経験は現在の業務に関連が無い。

【問題とならない例】

業績・成果に応じて基本給を支給している会社において、所定労働時間が正社員の半分の短時間労働者に対し、その販売実績が正社員の販売目標の半分に達した場合には、正社員が販売目標を達成した場合の半分の支給している。

賞与（ボーナス）

賞与（ボーナス）であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

【問題となる例】

正社員には職務内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間労働者・有期雇用労働者には支給していない。

通勤手当

短時間労働者・有期雇用労働者にも正社員と同一の支給をしなければならない。

福利厚生施設

正社員と同一の事業所で働く短時間労働者・有期雇用労働者には、正社員と同一の①給食施設、②休憩室、③更衣室の利用を認めなければならない。

⚠️ 上記以外の待遇も、不合理な待遇差の解消が求められます。このため、労使で、それぞれの事情に応じて、十分な話し合いをしていくことが望まれます。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

6. 無料・非公開の紛争解決援助

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決援助を行っています。労使双方から申し立てを行うことができます。均衡待遇調停会議の調停案について、当事者双方に成立した合意は、民法上の和解契約となります。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

	電話番号		電話番号		電話番号		電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

労働派遣法の改正に関するお問い合わせは、都道府県労働局需給調整事業部（課・室）へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html

7. 最後に

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を行うことで、非正規社員のモチベーションアップにもつながるだけでなく、個人のライフスタイルに合わせた雇用形態の選択が納得して行えるようになるはずです。登用制度の事情で有期雇用として働いている方…子育てや介護で離職したがパートとして復職を希望する方…どのような雇用形態でも、それぞれがやる気を持って存分に能力が発揮できる職場にしていくことが重要です。

歯科技工士の離職防止・定着率アップのために、事業主も労働者も今回の改正の機会を利用して不合理な待遇差解消に取り組みましょう。

(参考資料)

- 厚生労働省パンフレット「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000474499.pdf>
- 厚生労働省リーフレット「パートタイム・有期雇用労働法が施行されました」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000759123.pdf>
- 厚生労働省リーフレット「『同一労働同一賃金』への対応に向けて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000596892.pdf>
- 全国社会保険労務士会連合会リーフレット「働き方改革 法改正で何が変わるの？同一労働同一賃金編」
https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/doc/nsec/senryaku/2019/191031_doutitroudoudoutituchingin_ippan.pdf